厚生省発児第１２３号
平成２年８月７日
第９次改正 厚生労働省発雇児０５１５第５号
平成２４年５月１５日

都道府県知事
各　　殿
各指定都市市長

厚生事務次官

児童館の設置運営について

近年、都市化、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、さらに出生率の低下、遊び場の不足、交通事故の増加等家庭や地域における児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、児童福祉の立場から緊急の課題となっている。

これらに対処するため、従来から、地域の健全育成の拠点としての児童館の計画的な整備を図ってきたところである。

このたび、豊かな自然の中で、児童が宿泊し、野外活動を行う新しい児童館の整備を図るとともに、児童館体系の見直しを図ることとし、別紙のとおり「児童館の設置運営要綱」を定めたので、その適切な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、昭和６３年１月２８日付け厚生省発児第８号本職通知「児童館の設置運営について」は廃止する。

（別紙）

児童館の設置運営要綱

第１　総則

１　目的

児童館は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。

２　種別

児童館の種別は次のとおりとする。

（１）小型児童館

小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。

（２）児童センター

（１）の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。

（特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の情操を豊かにし､健康を増進するための育成機能を有する児童センターを｢大型児童センター｣という。）

（３）大型児童館

原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

ア　A型児童館

イ　B型児童館

ウ　C型児童館

（４）その他の児童館

（1）、（２）及び（３）以外の児童館。

３　設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号。以下「設備運営基準」という。）に定めるところによるものであること。

なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については設備運営基準によるほか、次の第２から第４までに定めるところによること。

第２　小型児童館

１　機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

２　設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

（１）市町村（特別区を含む。以下同じ。）

（２）公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人（以下「社団・財団法人」という。）

（３）社会福祉法人

（４）次の要件を満たす上記（１）から（３）以外の者（以下「その他の者」という。）

ア　児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。

イ　社会的信望を有すること。

ウ　実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

エ　児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

３　設備及び運営

（１）設備

ア　建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。

ただし､他の社会福祉施設等を併設する場合で､施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ　建物の広さは、原則として、２１７.６平方メートル以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、１６３.２平方メートル以上）とし、適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、１８５.１２平方メートル以上（都市部特例においては、１３８.８４平方メートル以上）として差し支えないこと。

（２）職員

２人以上の設備運営基準第３８条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

（３）運営

ア　開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。

イ　運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

ウ　運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。

（４）その他

小型児童館が、児童福祉法第２４条第１項ただし書に基づいて使用される場合には、設備運営基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。

４　国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

第３　児童センター

１　機能

第２の１に掲げる機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

２　設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第２の２に掲げるものとすること。

３　設備及び運営

（１）設備

第２の３の（１）に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

ア　建物の広さは、原則として、３３６.６平方メートル以上、大型児童センターにあっては、５００平方メートル以上とし、屋外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、２９７平方メートル以上として差し支えないこと。

イ　遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。

また、大型児童センターにあっては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

ウ　器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

エ　大型児童センターにあっては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

（２）職員

第２の３の（２）に掲げるところによるものとすること。また、必要に応じ、その他の職員を置く場合にあっては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

（3）運営

第２の３の（3）に掲げるところによるほか、次によるものであること。

ア　体力増進指導の内容及び方法

（ア）指導の内容

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。

なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

（イ）指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとすること。

イ　年長児童指導の内容及び方法

（ア）指導の内容

指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。

また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

（イ）指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとすること。

ウ　その他

体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。

また、大型児童センターにあっては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について特に配慮すること。

４　国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

第４　大型児童館

１　A型児童館

（1）機能

第３の１に掲げる機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとすること。

（2）設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県とする。

ただし、運営については社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。

（3）設備及び運営

ア　設備

第３の３の（1）に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

（ア）建物の広さは、原則として、２，０００平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。

（イ）必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。

イ　職員

第３の３の（2）に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

ウ　運営

第３の３の（3）に掲げるところによるほか、次によるものであること。

（ア）県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。

なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。

（イ）県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。

（ウ）広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。

（エ）県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

２　Ｂ型児童館

（１）機　能

Ｂ型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域（以下「こども自然王国」という。）内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第２の１に掲げる機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。

（２）設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県、市町村、社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者とすること。

（３）設備及び運営

ア　設備

第２の３の（１）に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

また、A型児童館に併設（こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。）する場合には、第２の３の（１）に掲げる設備を設置しないことができる。

（ア）定員１００人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として１，５００平方メートル以上の広さ（A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ）を有すること。

なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。

（イ）宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。

（ウ）キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。

（エ）必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

イ　職員

第２の３の（２）に掲げるところによるものとすること。

ウ　運営

第２の３の（３）に掲げるところによるほか、次によるものであること。

（ア）児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。

（イ）母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。

（ウ）利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。

３　Ｃ型児童館

Ｃ型児童館は、広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にある児童館である。

なお、職員については、児童厚生員を置くほか、各種の設備、機能が十分活用されるよう必要な職員の配置を行うこと。

４　国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県が設置するA型児童館並びに都道府県、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置するＢ型児童館の整備に要する費用を、別に定めるところにより補助する。

第５　その他の児童館

その他の児童館は、公共性及び永続性を有するものであって、設備及び運営については、第２の３に準ずることとし､それぞれ対象地域の範囲､特性及び対象児童の実態等に相応したものであること。